

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA会社に雇用され、トラックの納車・引取作業に従事していた。請求人は平成○年○月○日に取引先に納車後、道路を歩行していたところ、後方から走行してきた原動機付自転車に追突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月○日にB整形外科に受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肩打撲、右膝打撲、右股打撲、右胸部打撲、右膝半月板損傷、右膝内側側副靱帯損傷、外傷性頸椎神経根損傷等」と診断され、複数の医療機関で療養した結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴及び医証から、頸椎、脊柱、腰椎、右肩関節、右膝関節、右肘関節の機能障害及び同部周辺に残存する神経症状であると認められる。

(2) 各関節の機能障害について検討する。

ア 右膝関節の機能障害については、内側半月板損傷が認められ、健側に比べて3/4以下に制限されていることから、障害等級第1 2級の7（1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの）に該当するものと判断する。

なお、同部に残存する神経症状については、障害等級第1 2級の1 2（局部にがん固な神経症状を残すもの）に相当するものと思われるが、同神経症状は、右膝関節の機能障害と通常派生関係にあるので、同部の機能障害の評価に包含される。

イ 右膝関節以外の各関節に係る機能障害について、当審査会において本件事故時の状況や関係医証を精査したが、各関節には本件事故による器質的損傷は認められず、また、C医師は「右上肢について、末梢神経麻痺による関節可動域制限は考えにくい。」と意見を述べていることから、請求人が訴える同部の機能障害は医学的に説明し得るものでなく、これを業務上災害による後遺障害として評価することはできない。

(3) 請求人は、上下肢の各関節の痛みやしびれ等の多彩な神経症状を訴えているが、C医師は、鑑定書で、「疼痛等感覚異常が残存し、通常の労務に服すること

はできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるものに該当する。」との意見を述べており、当審査会において関係医証を精査したところ、同医師の意見は妥当なものであると認められ、障害等級第12級の12（局部にがん固な神経症状を残すもの）に該当するものと判断する。

（4）請求人には、上記障害等級第12級に該当する障害が複数残存していることから、障害等級を併合の方法を用いて準用等級を定めると、「障害等級第13級以上に該当する障害が2以上あるとき」に該当することから、労災則第14条第3項の規定により等級を1級繰り上げて、障害等級第11級となる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。